

重要事項説明書

看護小規模多機能ホーム ルナ・ステーション上荒屋

あなたに対するサービス提供開始にあたり、介護保険法令に基づき、当事業者があなたに説明すべく事項は次のとおりです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人Flower
所在地	920-0801 石川県白山市田中町123番地10
代表者職氏名	理事長 高畠 樹
設立年月日	平成27年4月23日
電話番号	076-275-7007
F A X 番号	076-275-7030

2. ご利用施設

名称	看護小規模多機能ホーム ルナ・ステーション上荒屋
所在地	924-0801 石川県金沢市上荒屋1丁目305番地
管理者氏名	山田 咲絵
開設年月日	令和3年11月1日
電話番号	076-259-0921
F A X 番号	076-259-0925
事業の種類	看護小規模多機能型居宅介護
指定番号	指定 第 1790101263
通常の事業実施地域	金沢市
登録定員	29名
利用定員	通いサービス 18名・宿泊サービス 9名

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	定員
(介護予防) 訪問看護	2021/11/1	指定 第 1760191617	

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	事業所が行う指定看護小規模多機能型居宅介護サービスは、要介護者について、その居宅において、又は事業所（サービスの拠点）に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を一体的・柔軟に提供することにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。
-------	---

運 営 方 針	1 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練及び日常生活または療養生活の支援を行います。 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、金沢市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 3 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
運 営 方 針	4 利用者一人ひとりの人格を尊重し、それぞれの役割を持つて家庭的な環境のもとで日常生活が送ることができるよう配慮します。 5 サービスの提供にあたり、利用者機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。 6 看護小規模多機能ホーム「ルナ・ステーション上荒屋」の従業員（以下「従業員」。）は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、懇切丁寧に、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。 7 当事業所は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないようにします。 8 利用者が通いサービスを利用していない日は、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、生活を支えるために適切なサービスを提供します。 9 事業所の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならないものとします。

5. 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷 地	1330.00㎡
建 物	鉄骨2階建て 耐火建造物
延べ床面積	1380.14㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積	備 考
宿泊室	9室	内法最小 11.43 ㎡	
地域交流スペース	1階 1室	30.93 ㎡	特別養護老人ホームと併用
居間・食堂	1階 1室	73.26㎡	キッチン（7.20㎡）除く
一般浴室	1階 1室	14.10 ㎡	特別養護老人ホームと併用
特 別 浴室	1階 1室	14.10 ㎡	脱衣場有
相談室	2階1室	12.69㎡	特別養護老人ホームと併用

6. 職員体制

令和6年4月1日現在

従業者の職種	人数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			正看護師
介護支援専門員	1			1		介護支援専門員・介護福祉士
介護職員	9	5		4		介護福祉士、実務者研修、初任者研修、ヘルパー2級
看護職員	10	1	5		4	正看護師・准看護師

【主な職種の勤務体制】

従業者の職種	勤務体制	
管理者	日勤	15:00～17:30
介護支援専門員	日勤	8:30～17:30
介護職員	早番	7:00～16:00
	日勤	8:30～17:30
	遅番	10:00～19:00
	夜勤	16:00～9:00
看護職員	日勤	8:30～17:30

1

従業員の資質向上のため、研修機会を確保します。また、全ての従業員に対し、認知症介護に係る研修受講を行います。また、業務の執行体制についても検証、整備を行います。

（１）採用時研修：採用後１ヶ月以内

（２）継続研修：月１回以上

2 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動（いわゆるハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

7. 営業日および営業時間

営業日	年中無休
営業時間	通いサービス 6時00分～21時00分
	宿泊サービス 21時00分～6時00分
	訪問サービス 24時間

8. 利用者負担金

利用者負担金は下記のとおりです。

(1) 介護保険給付サービス（1割～3割負担）

① 看護小規模多機能型居宅介護費

	単位数/月	1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	12,447 単位	12,659 円	25,317 円	37,976 円
要介護2	17,415 単位	17,711 円	35,422 円	53,133 円
要介護3	24,481 単位	24,897 円	49,794 円	74,692 円
要介護4	27,766 単位	28,238 円	56,476 円	84,714 円
要介護5	31,408 単位	31,942 円	63,884 円	95,826 円

② 減算計算の場合（末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算）

	単位数/月	1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	11,522 単位	11,718 円	23,436 円	35,154 円
要介護2	16,490 単位	16,770 円	33,541 円	50,311 円
要介護3	23,556 単位	23,956 円	47,913 円	71,869 円
要介護4	25,916 単位	26,357 円	52,713 円	79,070 円
要介護5	28,494 単位	28,978 円	57,957 円	86,935 円

③ 初期加算（利用開始後30日間まで）

	1日あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
30 単位	31 円	61 円	92 円

※登録したその日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

③ 認知症加算（Ⅲ）

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
760 単位	773 円	1,628 円	2,319 円

※日常生活に支障を来す恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）に対してサービス提供した場合。

④ 認知症加算（Ⅳ）

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
250 単位	254 円	509 円	763 円

※要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）に対してサービス提供した場合。

⑤ 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
800 単位	814 円	1,627 円	2,441 円

※厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、サービスの質を継続的に管理した場合。

⑥ 若年性認知症利用者受入加算

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
800 単位	814 円	1,627 円	2,441 円

※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。③④の加算を算定している場合は、算定しない。

※算定の際は、個別に担当者を選任し、その方との関わり方やサービスの提供方法等について検討会を開催し、その内容を看護小規模多機能型居宅介護計画等に反映させることとする。

⑦ 退院時共同指導加算

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
600 単位	611 円	1,221 円	1,831 円

※病院等に入院中の者が退院に当たり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合。

⑧ 特別管理加算（Ⅰ）

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
500 単位	509 円	1,017 円	1,526 円

⑨ 特別管理加算（Ⅱ）

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
250 単位	255 円	509 円	763 円

※⑧⑨は、点滴などの特別な管理が必要な方へ計画的な管理を行った際に加算する。

⑩ サービス提供体制強化加算Ⅰ

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
750 単位	763 円	1,526 円	2,289 円

⑪ サービス提供体制強化加算Ⅱ

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
640 単位	651 円	1,302 円	1,953 円

⑫ サービス提供体制強化加算Ⅲ

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
350 単位	356 円	712 円	1,068 円

※⑩～⑬は、常勤職員もしくは有資格者が一定以上配置されている等の条件を満たすことで、いずれかを加算する。

⑬ ターミナルケア加算

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
2,500 単位	2,543 円	5,085 円	7,628 円

※1日あたり。

⑭ 看護体制強化加算Ⅰ

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
3,000 単位	3,051 円	6,102 円	9,153 円

⑮ 看護体制強化加算Ⅱ

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
2,500 単位	2,543 円	5,085 円	7,628 円

※主治医との連携及び緊急時対応の体制が整っている、等の条件を満たしている場合に加算。

⑯ 緊急時訪問看護加算

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
774 単位	787 円	1,574 円	2,361 円

※24時間の連絡及び臨時訪問を実施する体制への加算。

⑰ 訪問体制強化加算

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
1,000 単位	1,017 円	2,034 円	3,051 円

※訪問体制を満たした場合の加算。

⑱ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（14.6%）

※月の合計単位数の1000分の146に相当する単位数を月の合計単位数に加算する。

※主として、介護現場において責任のある職務を担う職員の処遇を改善するための加算。

⑲ 遠隔死亡診断補助加算

	1月あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割
150 単位	153 円	305 円	458 円

地域区分（金沢市） 7級地 1単位あたり10.17円

（2）介護保険給付外サービス

① 食費	1,500円／日 (おやつ代50円含む)	朝食 320 円／食 昼食 670円／食 夕食 510 円／食
② 宿泊費	2,164 円／1泊	
③ 教育娯楽費	自費 ※必要時は事前にご案内させていただきます。	
④ 理美容費	カット：2,370円 カラー：3,850円 パーマ：3,850円 ※ご希望時にお申し出ください。	
⑤ オムツ・パット費	オムツ・紙パンツ 100円／枚 パット 50円／枚	
⑥ 洗濯費	100円／回	

※ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。

※ 教育娯楽費、理美容費等は施設にて一度、負担し利用料金とあわせてご請求致します。

9. 看護小規模多機能型居宅介護サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

① 通いサービス

種類	内 容
食事	栄養と利用者の身体状況に配慮したバランスよくバラエティに富んだお食事を提供いたします。基本的な提供時間は朝食7:45～、昼食12:00～、夕食17:30～となりますが、利用者の希望で食事時間・場所をお選びいただくことができます。食材料費は保険給付対象外です。
入浴	必要な方は職員が介助いたします。ご利用者の健康状態、日常生活レベルにより、一般浴、シャワー浴、リフト浴、機械浴、または清拭を行います。
排泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
口腔ケア	口腔内の清潔保持のため、毎食後ご利用者に応じた口腔ケアを実施いたします。必要な方は職員が介助いたします。
整容	更衣及び整容の援助を、ご利用者の心身の状況に応じて行います。
機能訓練	利用者の身体状況に合わせた介助を行うことにより、身体機能低下を防止するように努めます。また、体操・レク活動・行事を通じて、健康維持及び増進に努めます。
健康管理	随時（入浴前等）看護職員又は介護職員が健康状態を確認いたします。利用中、看護職員が状態を把握し異常があればご家族へ連絡するなど、対応を迅速に行います。服薬については看護師で管理します。
送迎	利用者及びそのご家族からの希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。リフト付送迎車などもご用意しております。

② 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上必要な支援を行います。
主治医が看護サービスの必要性を認めた者に限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携調整を図りながら看護サービスの提供を行います。
① 症状・障害の観察 ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症利用者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

③ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

④ その他

種類	内 容
相談及び援助	利用者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、社会生活に必要な支援を行います。
ご家族、地域との連携	ご家族や地域住民、ボランティア団体等と連携し、地域との交流に努めます。

(2) 介護給付外サービス

種類	内 容
食材の提供	新鮮で良質な食材を提供いたします。
レクレーション行事	行事計画に基づき、各種行事やレクレーションを提供いたします。

10. 利用料金のお支払い方法

毎月15日前後に前月分の利用料金等をご請求致します。お支払いは毎月27日に原則としてご指定の金融機関から自動引き落としさせていただきます。ご指定の金融機関より自動引き落としができなかった場合はお振り込みでお支払いいただきますようお願い致します。事業所窓口での現金支払いはご遠慮下さい。 ※自動引き落としに係る手数料も合わせてご請求させていただきます。 お振り込み先（振込み手数料はご負担ください。） ※ ご利用者のお名前でお振込みをお願い致します。 口座名 社会福祉法人Flower 理事長 高島 樹 北國銀行 泉支店 (普通) 35110 お支払いを確認いたしましたら、お支払いの翌月に領収書をお渡しいたしますので必ず保管をお願いします。

11. サービス利用の中止

利用者・家族のご都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。但し、利用者の病変、急な入院等で事業所への連絡ができない場合にはこの限りではありません。

キャンセル料	初日の食費相当額（304円～1,392円）
--------	-----------------------

12. 苦情・ご相談等の窓口

サービスに関する苦情・ご相談については、次の窓口で対応致します。

① 当施設相談室	苦情受付担当者 (介護支援専門員 洲崎 明美)
	苦情解決責任者 (管理者 山田 咲絵)
	ご利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
	ご利用方法 電話 076-259-0921
	F A X 076-259-0925
	直接ご面談などによる

次の公的機関においても苦情申立ができます。

② 公的機関	金沢市役所 福祉健康局 介護保険課 住所：金沢市広坂1丁目1番1号 受付時間：平日 9:00～17:45 T E L : 076-220-2264
	石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 住所：金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎4階 受付時間：平日 9:00～17:00 T E L : 076-231-1110
	石川県福祉サービス運営適正化委員会 住所：金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉会館2階 受付時間：平日 9:00～17:00 T E L : 076-234-2556

1 3. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『防災計画』に基づき、対応いたします。
避難訓練	別途定める『防災計画』に基づき年2回以上、避難訓練を行います。
防火設備	非常警報設備、スプリンクラー設備、非常用照明、誘導灯、消火器
保守点検	防火管理者立会いのもと、保守業者に依頼して行います。
非常災害対策	1 利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、非常災害時における利用者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」。)を策定し、定期的に従業者に周知します。 2 施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に従業者及び利用者に周知し、避難訓練、救出訓練、その他必要な訓練を年2回以上行います。 3 非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めます。 4 訓練の実施する際は、地域住民の参加が得られるように努めます。 5 訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行います。 6 非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であつて、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮します。

1 4. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医や医療機関等に連絡する等、必要な措置を講じます。

緊急時の連絡先等については別紙「緊急連絡／搬送先」に基づき、対応致します。

1 5. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関名	主な診療科	所在地	電話番号
石川県済生会金沢病院	総合病院	金沢市赤土町二13-6	076-266-1060
協力歯科医療機関名	主な診療科	所在地	電話番号
すこやか歯科	歯科	金沢市西金沢2-4	076-240-0418

1 6. 損害賠償について

利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

※事故発生時の対応

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係るサービス事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。
- 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17. 秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後在職中業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

従業員に対し、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時に取り決めます。

当事業所は文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、利用者の個人情報を用いることができるものとします。

また、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、文書にていただきます。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

個人情報の使用に際し、別紙「個人情報使用同意書」にて予め同意をいただきます。

18. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」。)を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 1 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
また、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2 虐待防止のための指針を整備します。
- 3 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- 4 3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

20. 身体拘束について

サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。3月に1回以上委員会を定期開催し、事業所内の日常的ケアを見直し、利用者等が人間として尊重されたケアが行われているか検討し発生した「身体拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認します。

身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

21. 衛生管理について

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催します。
また、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

22. 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について

利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。看護小規模多機能型居宅介護計画書の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対してご説明し、同意を得るとともに看護小規模多機能型居宅介護計画書を交付致します。

23. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

サービスの変更・追加	サービスの変更・追加は随時、事業者にお申し出ください。通いサービスや宿泊サービスについては、定員を超える場合は利用できないことがありますので予めご了承ください。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 1階正面玄関は鍵式になっています。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は原則的にご遠慮願います。
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
現金等の管理	基本的に個人で管理していただきます。
宗教活動・政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご遠慮下さい。
その他	利用者間の金品等の貸借、譲渡はご遠慮願います。 飲食物の持ち込みはご遠慮願います。 営利目的の勧誘、チラシの配布等はお断りさせていただきます。

24. 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施はありません。
法令に基づき、年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、私たちが提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価について運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行っています。

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人Flower

看護小規模多機能ホーム ルナ・ステーション上荒屋

説明者職名	管理者	氏名	山田 咲絵	㊞
-------	-----	----	-------	---

私は、本書面に基づいて事業所から、重要事項の説明を受け、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の提供開始に同意しました。

ご利用者	住所
------	----

氏名	㊞
----	---

ご家族代表者	住所
--------	----

氏名	㊞
----	---

続柄

利用者が身体状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、利用者に代わって、その署名を代筆いたしました。

署名代筆者	住所
-------	----

氏名	㊞
----	---

続柄
